

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
星川小学校 給食室給湯器交換修繕委託
- 2 履行場所  
横浜市保土ヶ谷区星川3-18-1  
横浜市立星川小学校
- 3 契約日  
令和8年3月5日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月31日
- 5 契約金額  
2,072,400円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号  
有限会社 イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
給食室給湯器において経年劣化により故障が発生した。早急に対応しなければ、給食提供及び給食室内の衛生確保に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局教育施設課